

油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金

No. 3

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

51.8発行



もくじ

I 漁場油濁被害救済基金の役割	2
II 昭和50年度事業報告概要	4
III 昭和51年4月以降油濁発生速報	12
IV 漁場の清掃に係る申請手続き例	13

I 漁場油濁被害救済基金の役割

設立の趣旨

わが国沿岸漁業は、漁業をめぐる国際環境の厳しさが強まる中にあって、国民に対するタンパク食糧の貴重な供給源として、極めて重要な地位を占めているが、近時、赤潮、水銀、PCB等公害による漁場の汚染が続き、漁業経営の停滞をきたしている。

このような公害問題の中で最近においては臨海工場の進出、海上交通の幅ぞう、油輸送の増大等に伴い油流出事故が多発し、漁場汚染、漁業被害が相次いでいる。

しかも、油濁による漁業被害では原因者が判明しないものが相当発生しており、被害漁業者は補償を受けられないまま泣き寝入りを余儀なくされているのが実情である。原因者不明の油濁による漁業被害をこのまま放置しておくことは社会的不公正の是正を求める国民的要請にもとるばかりでなく、沿岸漁業の振興を図る上からも極めて憂慮すべきことであるといわざるをえない。

このような状況の下に、漁業公害対策の重要な一環として、原因者不明の油濁による漁業被害救済対策を推進するため、昭和50年3月3日付をもって農林、通産、運輸3者の共管により財漁場油濁被害救済基金が設立認可された。

目的

この基金は、船舶、工場等から流出し、又は排出される油による漁場油濁であって、その原因者が判明しないものについて、被害漁業者に対する救済金の支給を行うとともに、漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を推進する措置を講ずることにより被害漁業者と漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的としています。

事業

1. 原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者に対する救済金の支給
2. 前号の漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に対する助成
3. 漁場油濁の防止に関する調査及び知識の啓蒙、普及
4. 前号の事業に附帯する事業
5. その他基金の目的を達成するために必要な事業

資金

昭和51年度基金の財源及びその費用は次の通りです。

(国) 防除・清掃費及び管理費の金額 148,465千円

内訳 { 防除・清掃費 154,328千円×1/2補助 77,164千円
管 理 費 定額補助 71,301千円

(都道府県) 防除・清掃費 154,328千円×1/2拠出 77,164千円

• 亂世全記

(産業界) 経団連より救済金相当協力金 200,000千円
 (繰越金) 昭和50年度繰越 防除・清掃費 139,736千円

事業の運用

漁場油濁の事故が発生した場合は、関係漁業者は直ちにもよりの海上保安庁、その他の関係機関、漁協等に連絡すると共に各機関と協力して漁業被害の発生又は拡大の防止と原因者の究明に努めることはいうまでもありませんが、この漁場油濁の原因者が判明しない場合は、漁場油濁発生報告書によって直ちに基金に通報いたします。

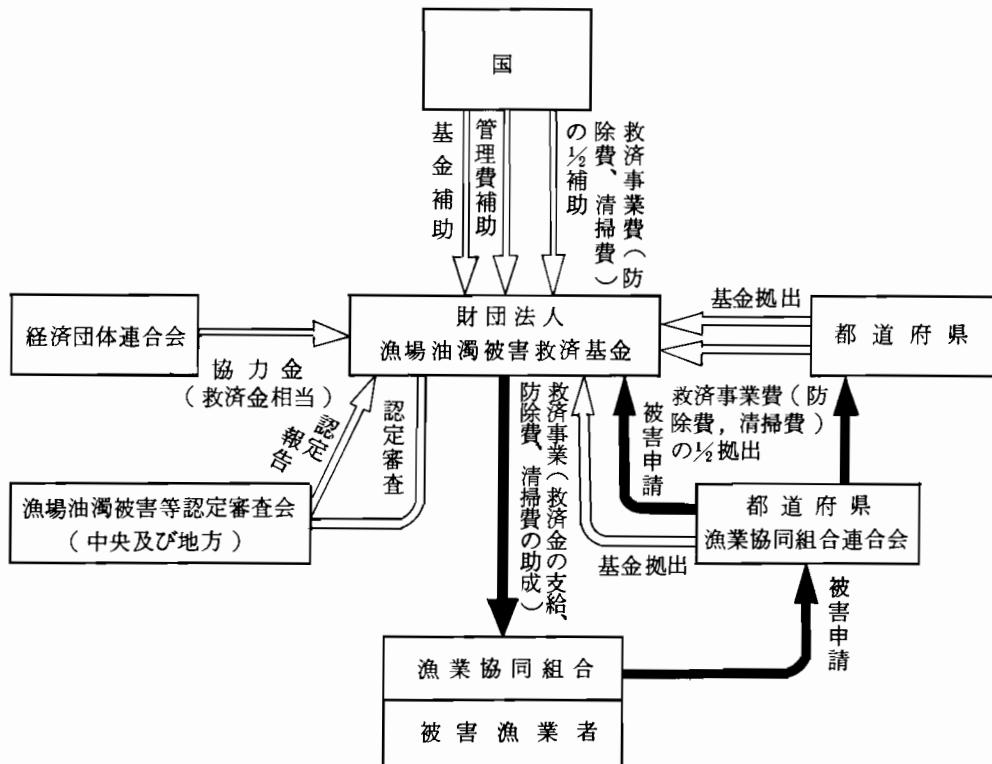
事故発生後 60日以内に漁場油濁被害救済金の支給又は防除措置、もしくは清掃作業に要した費用の助成について関係漁協を単位として各県漁連を通じて基金に申請します。

基金はこの申請が公正妥当なものであるかどうかを常置の中央漁場油濁被害等認定審査会で審査し認定します。また、必要に応じて地方にも審査会を置き、被害額等の調査、審議をいたします。

審査の結果に基づいて基金は漁業被害、防除・清掃費の全部又は一部について、前項の予算の範囲内に於て支給又は助成を行うこととなっております。

なお、昭和50年度の実績は、漁業被害8件 143,154千円、防除・清掃費11件 18,277千円となっております。

原因者不明漁場油濁被害対策の仕組み



II 50年度事業報告概要

昭和50年度当基金は、本格的な事業活動を開始した。年度当初、原因者不明の漁場油濁による漁業被害並びに防除措置及び清掃事業に要する経費の額の認定に必要な認定基準を定め、事故発生に備えた。年度の前半は、夏季を中心として廃油ボールによる海浜部の漁場油濁が頻発した。秋季、のり養殖業の漁期に入るや流出油による漁業被害が突発し、年度末にかけ各地でのり養殖業及び採藻漁業についての大きな被害が相次いで起った。これらの被害額の認定のため、5回に亘り常置の中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）が開かれ、慎重審議のうえ適正妥当な被害額の認定が行なわれた。大きな被害をうけた地区においては、臨時に地方漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）が設置され、基礎資料の調査収集検討が行なわれたうえ中央審査会へ報告された。

中央審査会からの認定報告をうけた基金は、被害漁業者に対し防除清掃事業については遅滞なく仮払金を交付しさらに年度末精算金を交付、漁業被害については年度末事故発生の関係もあり、支払備金制度を設け昭和51年7月に精算を行った。

漁場油濁防止に関する調査啓もう事業として水産庁委託による映画を製作、全国向け巡回上映、貸出しを行った。同時にパンフレット、ポスターを作成し、全国関係方面へ配布し啓もう普及に努めた。

附帯事業として水産庁委託により、公害による漁業被害事例調査を実施した。

上記事業の概要は次のとおりである。

1. 漁場油濁による漁業被害救済事業

昭和50年11月25日宮城県七ヶ浜地区のり養殖場に流出油が侵入、摘採期にあった16,376棚のり養殖生産物が被油全滅したのを皮切りに、12月岩手県宮古地区、1月山口県小野田地区、千葉県富浦地区及び2月山口県宇部地区とのり養殖業の油濁事故が続いた。さらに、1月には島根県隠岐地区及び福井県敦賀半島地区の海岸に大量の流出油が漂着、折から漁期を迎えていた岩のり漁業に大きな被害をもたらした。

このうち、宮城県七ヶ浜地区、山口県小野田地区、同県宇部地区、島根県隠岐地区及び福井県敦賀半島地区については被害が広域かつ規模大なるため、急拠現地に地方審査会が設置され、被害額認定に必要な基礎資料の調査収集、検討が鋭意進められた。

これらの漁業被害に関する救済金の認定被害総額は143,154,553円となり、各事故の認定被害額に応じ昭和51年4月以降支払備金より遂次仮払金（51,084,000円）を交付、最終的には7月14日全額を精算交付した。

2. 漁場油濁の防除・清掃事業

当基金の業務開始日（4月1日）早々に島根県石東地区海浜部50Kmに亘り直径2～5cmの廃油ボールが漂着し、わかめ採取漁業等の漁撈作業に支障を与えた。関係10漁協では延29日間に亘り廃油ボールを回収焼却し、海浜部の清掃にあたった。その後、4月から5月にかけ長崎県福江地区、三重県志摩地区に、6月三重県石鏡地区、岩手県種市地区、和歌山県白浜地区に、7月から9月にかけ徳島県南西部地区、和歌山県南紀地区、岡山県白石島地区に、12月香川県引田地区、千葉県富津地区に、1月山口県小野田地区、島根県隠岐地区、福井県敦賀半島地区、千葉県富浦地区（以上漁業被害と併発）、三重県鈴鹿地区、島根県石東地区、2月島根県出雲地区、山口県宇部地区（漁業被害と併発）、3月沖縄県石垣地区、同宮古地区、山口県長門地区と油の海浜部漂着による油濁事故が続き、いずれも前記島根県石東地区とほぼ同様の防除清掃事業が行なわれた。

本年度防除・清掃事業の事故対象は昭和50年12月末日まで発生の事故とされているので、本年度分助成金の交付は12月23日発生の千葉県富津地区的事故までとなった。従って本年度助成対象事故件数は11件、認定助成総額は18,277,690円となり、各事故の認定助成額に応じ仮払金7,991,000円を交付、最終的には3月29日認定助成額を精算交付した。

3. 漁場油濁防止に関する調査啓もう事業

水産庁委託により映画“かけがえのない海”＜油汚染と生物＞を製作し、漁場油濁防止に

係る啓もう普及に努めた。この映画は、前年度全漁連にて作成した“かけがえのない海”
＜油汚染と漁業＞の続編として、製作したものであり、そのねらいとしては、近年益々増加
の傾向にある油による海洋汚染がいかに深刻な漁業被害をもたらしつつあるかという点につ
いてさらに一步進め、水産生物に与える影響に主眼点をおき油濁事故の最近事例のその後の
影響調査をカメラを通して追跡し、油汚染の水産生物に及ぼす影響の大きさ、食糧産業とし
ての沿岸漁業の大切さ、油汚染の防止の重要性を広く訴えようとしたものである。全国各地
の企業団体、学校を対象に巡回上映するとともにフィルムを関係各都道府県漁業協同組合連
合会等へ貸し出した。

また、パンフレットは漁場油濁事故発生時の初期活動に焦点をあて、被害漁業者のとるべき
対策ガイドとして“海と油”を作成、さらにポスターとして漂着廃油ボールの現状を強調し
た実写記録“波は何を残した”を作成、いずれも関係方面へ配布した。

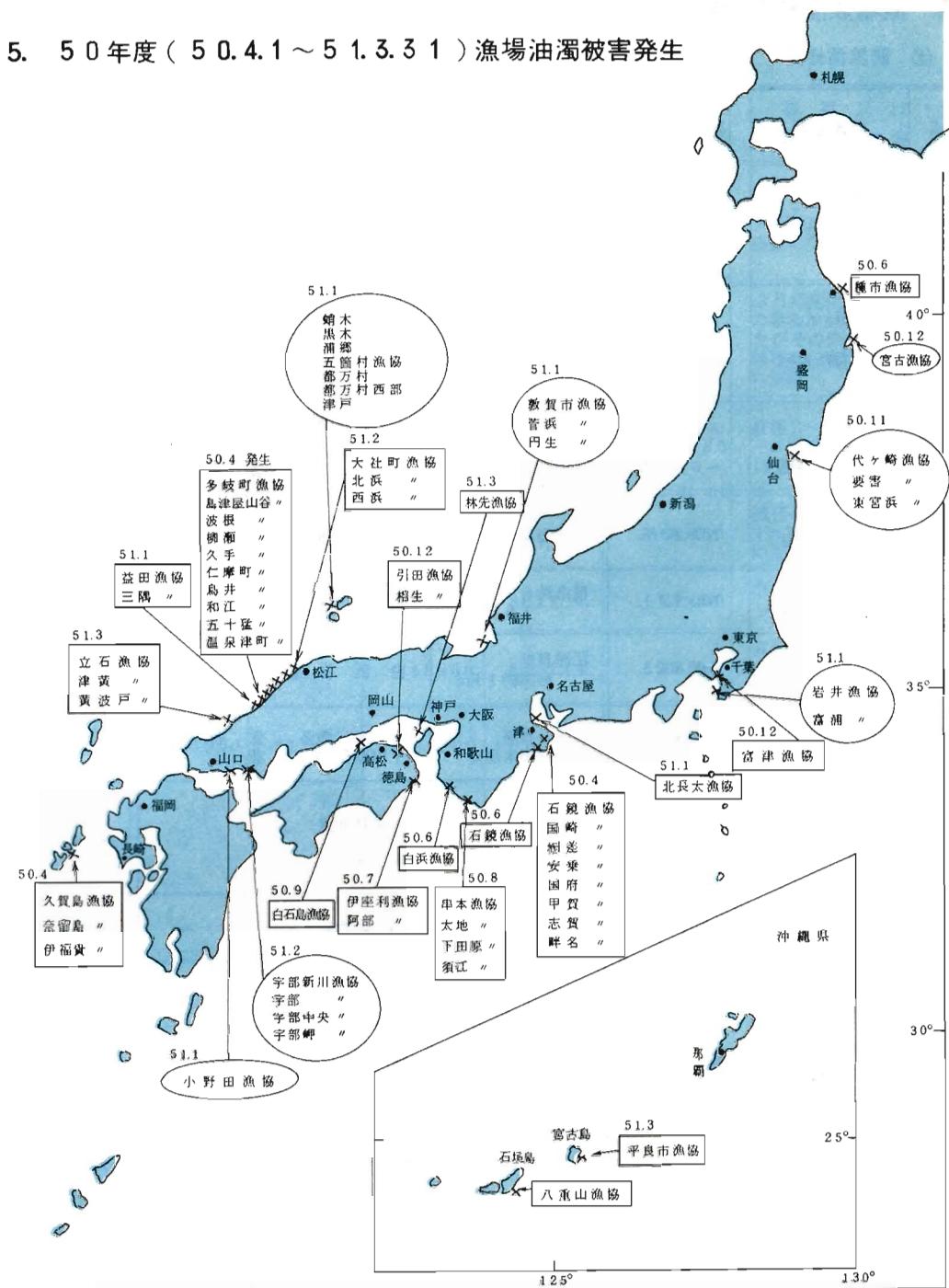
なお、中央審査会の活動を中心に当基金の業務の動きを記録した“油濁基金だより”を2
回に亘り作成、関係方面へ配布した。

4. その他の事業

水産庁の委託事業として「公害による漁業被害事例調査」を実施した。これは環境庁が公
害による財産被害の救済の考え方について法理論的な検討を行うに当たり必要な調査検討方を
水産庁に委託したものであり、当基金の将来に係る重要な調査であった。これをうけた水産
庁は過去に発生した公害による漁業被害のうち、特徴的な事例につき2つの方法即ち特定事
故20件の内容を深く掘り下げた「本調査」と、全国的な規模で行う「予備調査」を計画し、
そのうちの「予備調査」を当基金に委託して行うこととしたものである。

当基金としては、学識経験者15名を調査員として委嘱し全国漁業協同組合連合会、関係
都道府県漁業協同組合連合会等の協力をえて、過去に発生した特徴的な水質汚濁等による漁
業被害事例約230件を対象に調査を進め、これをとりまとめ報告書を作成、水産庁に提出
するとともに関係方面に配布した。

5. 50年度(50.4.1～51.3.31)漁場油濁被害発生



注 [] 印は防除・清掃事業

() 漁業被害も含む。

油濁基金だより

6. 漁場油濁被害対策

(1) 防除清掃費

No.	県地区名	発生年月日	発生場所	申請交付の委任を受けた者	申請年月日
1	島根県 石東地区	50. 4. 1. ~3.	島根県西部 海岸50Km	多岐町漁協 仁摩町漁協 島津屋山谷 // 鳥井 // 波根 // 和江 // 柳瀬 // 五十猛 // 久手 // 温泉津町 //	50. 5.26.
2	長崎県 福江地区	50. 4. 中旬	久賀島 奈留島 樺島の海岸	久賀島漁協 奈良町 // 伊福貴 //	50. 6.25.
3	三重県 志摩地区	50. 4.下旬 ~5月上旬	志摩地方の海岸	石鏡漁協 国府漁協 国崎 // 甲賀 // 相差 // 志島 // 安乗 // 畔名 //	50. 6.21.
4	三重県 石鏡地区	50. 6. 5.	石鏡海岸	石鏡漁協	50. 6.18.
5	岩手県 種市地区	50. 6.11.	種市沖合 1.9浬	種市漁協	50. 7. 7.
6	和歌山県 白浜地区	50. 6.23.	江津良浜 海岸約1 Km	白浜漁協	50. 7.19.
7	和歌山県 南紀地区	50. 8.17. ~20.	太地, 古座, 串本海岸	串本漁協 太地漁協 下田原 // 須江 //	50. 9. 2.
8	徳島県 南西部地区	50. 7. 7. 50. 8.22. ~23. 9.2~4. 9. 9.	伊座利海岸 阿部 //	伊座利漁協 阿部 //	50.10. 2.
9	岡山県 白石島地区	50. 9. 8.	白石島北海岸	白石島漁協	51. 1.12.
10	香川県 引田町地区	50.12. 1.	引田町相生地先	引田漁協 相生漁協	51. 1.29.
11	千葉県 富津地区	50.12.23.	富津地先	富津漁協	51. 1.19.
12	山口県 小野田地区	51. 1. 4.	小野田地先のり 漁場	小野田漁協	51. 2. 6.
13	島根県 隠岐地区	51. 1. 7.	隠岐島 北西部海岸	五箇村漁協 都万村漁協 都万村西部漁協 津戸 //	51. 3. 3.
14	福井県 敦賀地区	51. 1.15.	敦賀半島 立石, 白木地区	敦賀市漁協 菅浜漁協 円生 //	51. 3.10.
15	三重県 鈴鹿地区	51. 1.14.	鈴鹿 北長太海岸	北長太漁協	51. 3. 1.
16	千葉県 富浦地区	51. 1.22.	富浦地先	岩井漁協 富浦漁協	51. 3.29.

油濁基金だより

申請額	認定交付額					被害又は作業の概要	
	仮払		精算		合計		
	金額	年月日	金額	年月日			
円 10239,300	円 4,571,000	50. 9.13.	円 5,668,300	51. 3.29.	円 10239,300	直径2~5cmの廃油ボールが漂着、ワカメ採取等漁業に支障	
1,006,250	1,003,000	50. 9.27.	3,250	51. 3.29.	1,006,250	3月に発生した原因不明の事故油が一応処理されたがその後4月に入り岩礁等から漏出、釣漁業等に支障	
1,752,085	1,356,000	50.1.22.2.	357,685	51. 3.29.	1,713,685	直径2~10cmの廃油ボールが漂着、海女漁業等に支障	
584,950	—		564,950	50.1.22.	564,950	直径5cmの廃油ボールが1m間隔で漂着漁業作業に支障	
83,400	—		77,400	50.1.1. 4.	77,400	巾2m長さ20mのストラッジが3ヶ所に漂流	
48,000	—		48,000	51. 2.14.	48,000	直径2~10cmの廃油ボールが漂着、地曳網漁業に支障	
1,123,220	1,061,000	51. 2.14.	62,220	51. 3.29.	1,123,220	直径2~10cmの廃油ボールが漂着、漁業作業に支障	
907,835	—		864,085	50.1.2. 9.	864,085	直径1~10cmの廃油ボールが漂着、漁業作業に支障	
166,000	—		126,000	51. 3.29.	126,000	巾約4.5m、長さ約500mの流出油が海岸に漂着	
1,926,000	—		1,926,000	51. 3.29.	1,926,000	のり漁場及び海岸へ流出油漂着、のり養殖植物が被害をうけた	
840,800	—		588,800	51. 3.29.	588,800	のり漁場の近くへ流出油漂流、防除した	
776,820	—		776,820	51. 4.19.	776,820	のり漁場へ流出油が侵入、のり養殖植物、施設が被害をうけた	
6,394,640	3,409,000	51. 5.25.	2,954,640		6,363,640	岩礁地帯へ流出油が漂着、岩のり等浅海増殖植物が被害をうけた	
8,649,139	4,094,000	51. 5.25.	4,555,139		8,649,139	コブシ大から小指位の廃油ボールが漂着、岩のり等浅海増殖植物が被害をうけた	
98,750	—		98,750	51. 5.25.	98,750	海岸へ流出油流入	
1,554,000	1,207,000	51. 5.25.	207,000		1,414,000	のり漁場へ流出油が侵入、のり養殖植物が被害をうけた	

油濁基金だより

No	県地区名	発生年月日	発生場所	申請交付の委任を受けた者	申請年月日
17	島根県 石西地区	51. 1.31.	三隅、益田海岸	益田漁協 三隅漁協	51. 3.12.
18	島根県 出雲地区	51. 2. 4.	大社町、多岐町 海岸	大社町漁協 西浜〃	51. 3.25.
19	山口県 宇部地区	51. 2.22.	宇部市地先	宇部新川漁協 宇部〃 宇部中央〃 宇部岬〃	51. 4. 3.
20	沖縄県 石垣地区	51. 3. 1.	石垣島東方海岸	八重山漁協	51. 4.26.
21	兵庫県 鹿之瀬地区	51. 3.13.	鹿之瀬漁場	林先漁協	51. 3.
22	山口県 長門地区	51. 3.22. 25.	19. 大津郡地先	立石漁協 黄波戸〃	津黄漁協 51. 4. 3.
23	沖縄県 宮古地区	51. 3.31.	宮古島北海岸	平良市漁協	51. 6.14.
合			計		

(2) 救 济 金

No	県地区名	発生年月日	発生場所	申請交付の委任を受けた者	申請年月日
1	宮城県 七ヶ浜地区	50.1.125.	七ヶ浜町地先 のり漁場	代ヶ崎漁協 東宮浜〃	要害漁協 51. 1.23.
2	香川県 引田町地区	50.1.2. 1.	引田町相生地先	引田漁協	相生漁協 51. 1.29.
3	岩手県 宮古地区	50.1.2. 7.	宮古湾奥部 のり漁場	宮古市漁協	51. 2. 5.
4	山口県 小野田地区	51. 1. 4.	小野田地先 のり漁場	小野田漁協	51. 2. 6.
5	島根県 隠岐地区	51. 1. 7.	隠岐島 北西部海岸	五箇村漁協 都万村西部漁協	津戸漁協 都万村〃 51. 3. 3.
6	福井県 敦賀地区	51. 1.15.	敦賀半島 立石、白木地区	敦賀市漁協 円生〃	菅浜漁協 51. 3.10.
7	千葉県 富浦地区	51. 1.22.	富浦地先	岩井漁協 富浦〃	51. 3.29.
8	山口県 宇部地区	51. 2.22.	宇部市地先	宇部新川漁協 宇部中央〃	宇部漁協 宇部岬〃 51. 4. 6.
合			計		

油濁基金だより

申請額	認定交付額				合計	被害又は作業の概要		
	仮払		精算					
	金額	年月日	金額	年月日				
1,329,449	1,164,000	51. 5.25.	165,449		1,329,449	タール状の流出油が海岸に漂着		
1,182,330	1,091,000	51. 5.25.	91,330		1,182,330	同上		
2,377,160	1,648,000	51. 5.25.	649,160		2,297,160	のり漁場へ流出油が侵入 のり養殖物が被害をうけた		
794,500					(294,500) (未審議)	海岸に廃油ポール漂着		
1,770,000					(1,770,000) 同上	鹿之瀬漁場流出油が漂着, 防除		
1,217,030	1,108,000	51. 5.25.	109,030		1,217,030	海岸に廃油ポール漂着		
2,114,750					(2,114,750) (未審議)	海岸線一帯に廃油ポールが漂着, 清掃した		
46,936,408	21,712,000		19,894,008		41,606,008			

申請額	認定交付額				合計	被害又は作業の概要		
	仮払		精算					
	金額	年月日	金額	年月日				
円 50,417,057	円 12,625,000	51. 4.19.	円 24,460,555	51. 7.14.	円 37,085,555	のり漁場へ流出油が侵入, のり養殖物が被害をうけた		
1,671,772	—		—		0	のり漁場及び海岸へ流出油漂着, のり養殖物が被害をうけた		
730,314	—		730,314	51. 4.19.	730,314	のり漁場へ流出油が侵入, のり養殖物が被害をうけた		
45,495,963	12,700,000	51. 4.19.	24,634,700	51. 7.14.	37,334,700	のり漁場へ流出油が侵入, のり養殖物, 施設が被害をうけた		
22,816,350	6,413,000	51. 5.25.	9,963,716	51. 7.14.	16,376,716	岩礁地帯へ流出油が漂着, 岩のり等浅海増殖物が被害をうけた		
20,514,370	3,903,000	51. 5.25.	4,107,704	51. 7.14.	8,010,704	コブシ大から小指位の廃油ポールが漂着, 岩のり等浅海増殖物が被害をうけた		
3,317,748	1,398,000	51. 5.25.	399,887	51. 7.14.	1,797,887	のり漁場へ流出油が侵入, のり養殖物が被害をうけた		
44,315,630	14,045,000	51. 5.25.	27,773,677	51. 7.14.	41,818,677	のり漁場へ流出油が侵入, のり養殖物が被害をうけた		
189,279,204	51,084,000		92,070,553		143,154,553			

III 昭和51年4月以降油濁発生速報

5.1.7.3.1

No.	県・地区名	発生年月日	発生場所	汚染状況	申請	
					漁業被害額	防除清掃費
1	和歌山県 須江地区	5.1.4.12	大島南西海岸	廃油ボールが海岸に漂着したため清掃した。	調査中	
2	静岡県西伊豆 西部地区	5.1.4.20	駿河湾、遠州灘海岸、沖合	かつを釣、しらす船曳地曳網が被害をうけた	同上	
3	千葉県 勝浦地区	5.1.4.22	勝浦沖合	かつお釣が被害をうけた。	1,507,781	—
4	香川県 小田地区	5.1.5.25	小田湾海岸	流出油が海岸に流入	—	72,700
5	広島県 蒲島地区	5.1.6.3	海老、新田海岸	流出油が海岸、あさり漁場に流入。	693,450	295,675
6	三重県 志摩地区	5.1.6.21 ～22	石鏡、国崎相差海岸	廃油ボールが海岸に漂着	—	2,236,300
7	高知県 中村地区	5.1.7.2	中村～土佐清水	〃	調査中	
8	千葉県 館山地区	5.1.7.20	館山湾	流出油が漂流するのを発見、防除した。	—	813,650
9	三重県 志摩地区	5.1.7.21	鳥羽～畔名海岸	廃油ボールが海岸一帯に漂着	調査中	
10	静岡県 福田地区	5.1.7.29	福田沖合	シラス船曳網に流出油混入	同上	

IV 漁場の清掃に係る申請手続き例

一漁場が油で汚れていませんかー

夏季、強い風が吹いたあとなど漁に利用する浜に油が打ち上ることが多くなります。放置していると油は太陽熱にとけ始末に困るようになり、漁撈作業に支障を来します。そこで、組合では話し合いのうえ、組合員の皆さんで浜の清掃をされることでしょう。そのような場合の清掃費用は、金額の多い少ないに拘らず「油濁基金」から助成されます。

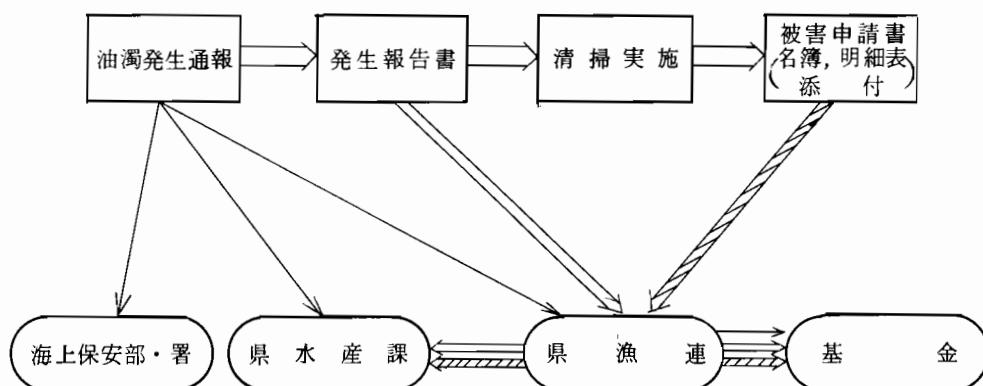
一申請手続きは、いたって簡単ですー

先ず海上保安部・署、県漁連、県庁水産課等へ被害発生の通報をします。

申請にあたり作成する書類は、次のとおりです。（記入例別添）

1. 油濁被害の概要を記した「漁場油濁発生報告書」（例1）
2. 清掃事業に従事した者の氏名、年月日、時間等を記した「作業従事者名簿」（例4）
3. 清掃事業に要した経費の助成を受けるための「漁場油濁被害申請書」（例2）
4. 清掃事業実施の状況及び要した資材等を記した「清掃事業明細表」（例3）

以上の通報、書類送付の流れを図式すれば次のようにになります。



なお、詳細は県漁連にご相談下さい。

油濁基金だより

様式第1

漁場油濁発生報告書

例 1

昭和51年〇月〇日

財団法人漁場油濁被害救済基金

理事長 及川孝平殿

住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地

組合名 〇〇漁業協同組合

組合長 〇〇〇〇 印

原因者不明の漁場油濁が発生したので、次の通り報告します。

油濁発生日時	昭和51年〇月〇日前6時頃	発生場所	〇〇世先海岸
漁場油濁の況	廃油ボーラーが藻やゴミと共に海岸の砂浜に漂着し、漁船の揚げ降ろしや、海藻の天日干しに支障をきたした。		
応急措置の容	漁協でたたかに役員会を開き、清掃作業することを決定。組合員を動員し、回収作業を行った。		
漁業種類	被 害 内 容	被害漁業者数	予想被害金額
あらめ漁業	海岸の油濁	〇〇人	〇〇〇〇円

上記について、事実と相違ないことを確認する。

昭和51年〇月〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号

県漁業協同組合連合会 印

油濁基金だより

様式第2

例2

漁場油濁被害申請書

昭和51年〇月〇日

財團法人漁場油濁被害救済基金

理事長 及川孝平 様

(申請人)

住所 ○○県○○市○○町○○番地

組合名 ○○漁業協同組合

組合長 ○○○○ 様

原因者不明による漁場油濁被害が発生したので、漁業被害に係る救済金並びに防除費及び清掃費の助成の支給について、次の通り申請します。

救済金 円

防除費 円

清掃費 184,400 円

漁場油濁被害状況と応急措置	① 油濁発生日時及び場所 日時 昭和51年〇月〇日 午前6時頃 場所 ○○村○○地先海岸						
	② 原因者の究明 ○月〇日○○船上係修業、渠水産業、渠渡運輸に通報し調査を依頼したが、 原因者は不明である。						
	③ 被害状況と応急措置 魔油ボルト漏れ及び瓦斯漏れに沿岸の砂浜に漂着し、魔油の上げ降ろし、着落の天干下しができなくまつたので、〇月〇日から2日間組合員で油等の取扱作業を行った。						
漁業被害	漁業種類	被害内容(休漁、汚染、死亡、損壊等)	被済漁業者数	単価	数量(日数)	金額	
被	計						
防除費	労務費		資材費		その他の		
	人員	単価	日数	金額	資材名	単価	数量
内訳							
	清掃費	836	550	1.5	手袋	40	130
	254	400	1.5	灯油	30	700	21,000
				オイル	12	150	1,800
計	61						28,000

上記について、事実と相違ないことを確認する。

昭和51年〇月〇日

住所 ○○県○○市○○町○○丁目○番○号

○○県漁業協同組合連合会 様

(注) 理事長の定める別添資料(損害明細表)を併せて提出すること。

例 3

清掃事業明細表

I 清掃事業の実施状況

1. 作業着手前の状況

(1) 発見時の油の状況

ア. 発見日時 昭和51年○月○日 午前6時

イ. 発見場所 ○○郡○○村地先沿岸

ウ. 油濁の状況 ○月○日午前6時頃○○漁協組合員が海岸に出たところ、直径約○セントメートル大の廃油ボールが油の附着した藻等と共に、別紙図のように海岸の砂浜に巾○メートル、長さ○キロメートルの帶状となって漂着しており、漁船の上げ降ろしアラメの天日干しの作業に支障をもたらした。

エ. 当日の気象状況 台風○号により○日間時化が続いたが、当日午前6時頃は風力2の西風が吹き、海上は穏やかであった。

オ. 油濁被害の確認 当日午前9時、組合より○○海上保安署に事故発生を通報、同時に県庁水産課、県漁連に被害の状況を報告、○○組合長が理事3人と共に被害の確認に当ったところ前記廃油ボール等が沿岸に漂着していた。

(2) 作業着手までの油の動き

打ち上った廃油ボール等は、当面移動しない状態であったが高波がくれば、再び流出の懼れがあり、又、熱に融け回収が困難となる懼れがあった。

(3) 作業着手までに措った処置

○月○日油濁確認のあと、役員を招集、清掃作業の日時、場所割り、従事者割り当て等につき打合せし、その結果に基づき資材の購入、ブルトーザの手配、出役の動員指令を発した。

2. 作業経過

(1) 漁船、人手の作業分担

○月○日午前○時から午後○時まで作業従事者、男○人、女○人により距離○キロメートルの海岸を清掃した。

○月○日前日に引き続き午前○時から午後○時まで作業従事者男○人女○人により距離○キロメートル巾○メートルの海岸を清掃した（以上別図参照）。

(2) 油の排除分量

回収した廃油ボールの量は約30トン（ドラム缶○本）であった。

(3) 排除油の処置

廃油ボールは回収したゴミと共に海岸で灯油をかけ焼却し、燃えにくいものは再流出の懼れのないよう埋設した。

(4) 油の排除地域 別図参照

3. 作業完了時の状況

- (1) 使用資材の処置 油が附着したゝめ廃棄処分とした。
 (2) 油の排除後の状況 清掃後海岸は綺麗に復旧した。

(1) 資材費

月 日	品 名	数 量 Ⓐ	単 価 Ⓑ	購入金額又は賃 借料 Ⓒ Ⓐ×Ⓑ	残存価格 Ⓓ	金 額 Ⓔ Ⓒ - Ⓑ	備 考
○月○日	購 入 手袋	130	40	5,200			
	賃 借						
	灯 油	700ℓ	30	21,000			
	ポリ袋	150ヶ	12	1,800			
計				28,000			

- 注 ① 品名は、採集器具、回収油入容器、手袋、ウエス、火薬等の別に記入すること。
 ② 購入したもので、残存価格のあるものは、その評価額を差し引いた金額を⑤欄に記入すること。
 ③ 資材を購入または賃借した場合は、領収書の写しを添付すること。

(2) 作業費

ア 漁船用船費及び人件費

月 日	作 業 区 分	漁 船			労 務			合 計 額 (Ⓐ+Ⓑ)	備 考
		隻 数	単 価	金額Ⓐ	人 員	単 価	金額Ⓑ		
○月○日	油の回収焼却				男 6	550	26,400	74,400	
					女 15	400	48,000		
○月○日	油の回収焼却				男 30	550	66,000	82,000	作業時間 4時間
					女 10	400	16,000		
計					男 36		156,400	156,400	

- 注 ① 作業区分は、油処理剤散布、吸着材の投入・回収、油の汲み取り等の別に記入すること。
 ② 漁船の使用を伴なわない作業の場合は、労務の欄にのみ記入すること。
 ③ 作業時間が1日(8時間)に満たい場合は、当該時間を備考欄に記入すること。
 ④ 他の漁業協同組合所属船及び当該組合員(又は当該組合員になる資格を有する者)の場合は表を別にして記入すること。

油濁基金だより

例 4

作業従事者名簿

(防除・清掃の場合の例)

番号	作業日	氏名	作業時間	金額
1				
2				
3				
15				
16				
合計				

注) 防除・清掃の作業従事者のうち、組合常勤役職員は、助成の対象にはならないので含めないこと。